

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けで請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「事業場」という。）に雇用され、同年〇月〇日、B会社が元請として施工するC解体工事に下請作業員として従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、当日の作業を終了し、事業場に戻ったところ、事業場敷地内で同僚から顔面を殴打されるなどして（以下「本件暴行」という。）、負傷した（以下「本件負傷」という。）。請求人は、同日、D病院に受診し、「変形性頸椎症、外傷性肩手症候群、大腿四頭筋挫傷、全身打撲、脳震盪」と診断され、以後、入院・通院加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件負傷は、業務上の負傷であることは明らかであり、業務起因性が認められる旨主張する。

(2) ところで、他人の暴行による負傷の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」(平成21年7月23日基発0723第12号。以下「通達」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、通達に基づき、以下検討する。

(3) 加害者は、本件暴行に至った理由について、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「請求人をただ単に嫌いだったという理由からです。日ごろから彼のことは、体質的に合わないし、よく思っていませんでした。」「私個人の彼に対する恨みつらみから暴力をふるってしまいました。仕事とは一切関係ないです。」と述べている。また、加害者は、本件暴行の刑事事件に関する取調段階の供述調書において、「請求人のそれまでの仕事に対する姿勢や取り組みなどに不満を持っており、人の命令や指示を無視したりして、自分のいいように仕事をし、

仕事を進める上で作業が円滑に行かなくなったりすることがそれまで多々有り、仕事上、請求人のわがままで支障をきたしていたため、そのことを請求人に直接言ったところ、請求人は非を認めず、言い訳ばかりしてきましたので、思わず頭にきて暴力をふるったのです。」と述べている。

さらに、Eは、「加害者の請求人に対する日ごろの鬱憤がそのとき爆発したのかなと思いました。」と述べている。

これら関係者の申述等を踏まえると、加害者と請求人は職場以外での付き合いは認められず、加害者は、日ごろから職場での請求人の言動に不満を持っていたものと認められるが、加害者は請求人に対して業務の指示あるいは業務上の指導を行う立場にはなく、同僚として請求人に私的な悪感情を抱いていたものと認められる。

- (4) 請求人は、本件暴行を受けた理由について、要旨、「産業廃棄物の分別作業にかかる件で、加害者の弟である現場責任者からの指示を聞かず、トラック運転手からの指示を聞いたことに対して、加害者が立腹したのが原因だと思う。」と述べ、請求人らは、要旨、「壁紙を剥がすかどうかというトラブルが本件暴行のきっかけとなっており、業務に関することであるのは明らかである。」と主張している。

確かに、本件暴行の当日、産業廃棄物の廃棄方法についてのトラブルが生じたことは認められるところであるが、トラブルは請求人と現場責任者の間でのことであり、当審査会としては、本件暴行は、上記(3)のとおり、日ごろから請求人に悪感情を抱いていた加害者が、自分の弟である現場責任者の指示に従わない請求人に対して、肉親が蔑ろにされたことをきっかけとする私的感情により行ったものとみるのが相当と判断するところであり、本件暴行と業務との因果関係を認めることはできず、本件傷病は業務によるものと認めることはできない。

- (5) なお、請求人らは、本件暴行事件に関して事業場と和解していることをもって、本件暴行が業務の執行についてなされたものと主張しているが、同和解は、労災保険法上の業務起因性までも認めているものではなく、上記判断を左右しない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、休業

補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。